２０２６年7月９日

予備　令４－２３

次のⅠ及びⅡの【見解】は，人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律第５条の推定規定の意味に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№29］）

【見解】

Ⅰ．本条は，被告人が，公衆の生命又は身体の危険が，被告人の排出した物質によって生じたものでないことを立証できない場合には，裁判所が，その危険は，被告人の排出した物質によって生じたものと認定しなければならないことを定めたものである。

Ⅱ．本条は，被告人が，公衆の生命又は身体の危険が，被告人の排出した物質によって生じたものでないことを立証できない場合には，裁判所が，その危険は，被告人の排出した物質によって生じたものと認定することができることを定めたものである。

【記述】

ア．Ⅰの見解は，本条は，物質の排出と公衆の生命又は身体の危険の発生との因果関係につき，被告人に挙証責任を転換する規定であるとするものである。

イ．Ⅰの見解は，被告人は，自らが排出した物質によって公衆の生命又は身体の危険が生じたものではないことを，合理的な疑いを超える程度に立証しなければならないとするものである。

ウ．Ⅱの見解によれば，被告人が，自らが排出した物質によって公衆の生命又は身体の危険が生じたものではないことを立証できなかった場合に，その危険が被告人の排出した物質によって生じたものと認定するかどうかは，裁判所の裁量に委ねられることになる。

エ．Ⅱの見解に対しては，それによると，本条は「疑わしきは被告人の利益に」の原則に反することになるとする批判がある。

オ．Ⅱの見解は，本条は，被告人が，自らが排出した物質によって公衆の生命又は身体の危険が生じていないという立証ができないことを，一つの情況証拠とすることを認める規定であるとするものである。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

（参照条文）人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

第５条　工場又は事業場における事業活動に伴い，当該排出のみによつても公衆の生命又は身体に危険が生じうる程度に人の健康を害する物質を排出した者がある場合において，その排出によりそのような危険が生じうる地域内に同種の物質による公衆の生命又は身体の危険が生じているときは，その危険は，その者の排出した物質によつて生じたものと推定する。

正解　２

肢ア

Ⅰ法律上の推定　裁判所は認定しないといけない。

被告人が立証できない場合，裁判所が認定しないといけない。

因果関係があるということになる。被告人が立証しないと不利益をうけるので，挙証責任を転換するもの。

肢イ

挙証責任の転換の問題で，証明度の問題は別問題。

生じていないことについて，疑いを生じされば，十分という解釈も可能。

肢ウ

見解Ⅱによると，被告人が因果関係の不存在を立証できないときは，裁判所が因果関係の存在を「認定することができる」。そこで，肢のように「裁判所の裁量に委ねられる」とも考えられる。しかし，法５条は「推定する」とし，肢のように裁判所の完全な自由裁量と捉えると，条文の文言から乖離する。

イメージ，法定証拠法則による推定。事実上の推定。最判所の裁量を認めるものではない。

肢エ

見解Ⅱによると，被告人が因果関係の不存在を証明できなくても，因果関係の存在が疑わしいときは，推定が破られ，検察側が因果関係の存在を立証する必要があると考えられる。

「疑わしきは被告人の利益に」の原則（利益原則）には反しない。

疑いがでた段階で，立証ができたと考えることが可能。

肢オ

Ⅱ　あくまでも，状況証拠。イメージ，法定証拠法則による推定。

１つの証拠にすぎず，別の事実があれば違う認定も可能であるという意味。

予備　令４－２４

違法収集証拠排除法則に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものには１を，誤っているものには２を選びなさい。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，アからオの順に［№30］から［№34］）

ア．違法に収集された証拠物の証拠能力については，刑事訴訟法に何らの規定も置かれていないので，この問題は，刑事訴訟法の解釈ではなく，憲法の解釈に委ねられている。［№30］

イ．違法収集証拠排除法則の目的は，法の適正な手続を保障し司法の廉潔さを保持することであって，将来における違法捜査を抑制することではない。［№31］

ウ．違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるかの判断に当たって，捜査の違法の程度は考慮されるが，当該証拠の重要性は考慮されない。［№32］

エ．違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるかの判断に当たって，捜査機関が当該証拠の押収までに行ったことは考慮されるが，押収後に行ったことが考慮されることはない。［№33］

オ．違法な逮捕に引き続く身体拘束中に覚醒剤使用の証拠となる尿を被疑者が任意提出した場合，逮捕が覚醒剤使用ではなく窃盗を理由とするものであれば，尿の証拠能力は否定されない。［№34］

正解　ア２，イ２，ウ２，エ２，オ２

肢ア　最判昭５３．９．７（百選９０）

憲法，刑訴に規定がない。刑事訴訟法の解釈に委ねられている。

明文がない場合に解釈することはいくらでもある。

肢イ　最判昭５３．９．７（百選９０）

違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるかの判断に当たって，「令状主義の精神を没却する重大な違法」の有無，すなわち捜査の違法の程度は考慮される。他方，「将来における違法捜査を抑制」するため，排除が相当かも判断される。その一要件として，当該証拠の重要性が考慮されると考えられる。

肢ウ　最判平１５．２．１４（百選９２）

証拠の重要性も考慮される。尿は違法収集証拠否定しているが，鑑定書の証拠能力の重要性に鑑みて肯定している。排除の相当性・事案の真相からも必要性を考える。

肢エ　最判平１５．２．１４（百選９２）

違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるかについて，「違法の重大性」，すなわち捜査行為の違法性判断は，行為当時に存在した事情を基礎とするのが一般的である。そこで，捜査機関が当該証拠の押収までに行ったことは考慮されるが，押収後に行ったことは考慮できないとも思える。しかし，捜査官の捜査行為時における主観的意図を推認するため，たとえば捜査官が公判廷で虚偽の証言をしたという事情を「違法の重大性」の判断要素の一つにできる。したがって，押収後の行為を考慮することも許される。

肢オ　最判平１５．２．１４

否定されうる。窃盗で逮捕し，その後，覚せい剤で逮捕した同事例について，経緯全体を理由に尿の証拠能力を否定している。

形式ではなく，実質で違法性を判断している。

予備　令４－２５

次のⅠないしⅢの【見解】は，刑事訴訟法第３１９条第１項で任意にされたものでない疑いのある自白を証拠とすることができないと定められている根拠に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち，正しいものには１を，誤っているものには２を選びなさい。（解答欄は，アからオの順に［№35］から［№39］）

【見解】

Ⅰ．任意にされたものでない疑いのある自白は，その内容が虚偽であるおそれがあり，誤判防止のため排除されるべきとする見解

Ⅱ．任意にされたものでない疑いのある自白は，黙秘権を保障するため排除されるべきとする見解

Ⅲ．任意にされたものでない疑いのある自白は，違法な手続により得られた結果として排除されるべきとする見解

【記述】

ア．Ⅰの見解に対しては，自白の内容が真実と認められれば，証拠として許容されることになるのではないかとの批判がある。［№35］

イ．Ⅱの見解に対しては，供述者の主観的な心理状態に関する事実認定が困難であるという批判がある。［№36］

ウ．Ⅲの見解に対しては，違法な手続により得られた自白の全てが任意にされたものでない疑いがあるとはいえないから，そのような自白が全て刑事訴訟法第３１９条第１項により排除されるとするのであれば，規定の文言上無理があるという批判がある。［№37］

エ．ⅠとⅡの見解によれば，強制等による自白や不当に長く抑留又は拘禁された後の自白を不任意自白の例示とみることができる。［№38］

オ．Ⅲの見解によると，被告人側から取調官側に視点を移して，自白獲得手段自体の違法性に着目することになり，刑事訴訟法第３１９条第１項が「強制，拷問又は脅迫」，「不当に長く抑留又は拘禁」などと，自白獲得の手段を列挙していることにも合致すると主張することができる。［№39］

正解　ア１，イ１，ウ１，エ１，オ１

肢ア

Ⅰ虚偽排除説。

批判が通る。虚偽で誤判排除。裏を返せば，虚偽でなければ，証拠としていいのではないかという議論があてまはる。

肢イ

Ⅱ黙秘権の保障

供述者の任意性（供述に対する意思決定の自由が保たれたかどうか）という，主観的な心理状態に関する事実認定が困難であるとの批判は，妥当する。黙っておこうという意思が保障されていたか否かの問題になる。

肢ウ

Ⅲ違法排除説

違法であっても，任意であることは考えられる。
これを３１９条１項で排除するのは，文理から見て離れている。

実際，違法排除は，違法収集証拠で処理すべきという理解もある。

肢エ

Ⅰ，Ⅱ

強制等による自白，抑留拘禁されたあとの自白，不任意とみれる。
主観的に，自由な意思を尊重できない。また，虚偽も入りやすい。

肢オ

見解Ⅲは，「任意にされたものでない疑いのある自白は，違法な手続により得られた」ため，排除されるとする。この見解は，被告人側から取調官側に視点を移して，自白獲得手段自体の違法性に着目し，３１９条１項が「強制，拷問又は脅迫」，「不当に長く抑留又は拘禁」などと，自白獲得の手段を列挙していることにも合致すると考えられる。

予備　令４－２６

自白の補強証拠に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものは幾つあるか。後記１から６までのうちから選びなさい。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№40］）

ア．補強証拠は，自白に係る犯罪組成事実の全部にわたって，もれなく，これを裏付けするようなものでなければならないわけではなく，自白に係る事実の真実性を保障し得るものであれば足りる。

イ．無免許運転の罪においては，運転行為のみならず，運転免許を受けていなかったという事実についても，被告人の自白のほかに，補強証拠が必要である。

ウ．自白以外の補強証拠によって，既に犯罪の客観的事実が認められ得る場合においては，犯意や知情といった犯罪の主観面について，自白が唯一の証拠であっても差し支えない。

エ．自白以外の補強証拠によって，犯罪が架空のものではなく，現実に行われたものであることが証明される場合においても，被告人の自白した犯罪が被告人によって行われたという，犯罪と被告人との結び付きについては，補強証拠が必要である。

オ．補強証拠の証明力については，自白と補強証拠とが相まって犯罪構成要件たる事実を総体的に認定することができればそれで足り，補強証拠だけでその事実を立証できる程度の証明力までは必要ない。

１．０個　　２．１個　　３．２個　　４．３個　　５．４個　　６．５個

正解　２

肢ア　○　最判昭２３．１０．３０

すべてについて，補強が望ましいが，補強の範囲が広いと犯罪立証が困難となる。

したがって，自白に係る事実の真実性を保障し得るものであれば足りる。

肢イ　○　最判昭４２．１２．２１〔刑訴百選７７第１０版〕

運転免許を受けていなかった事実も補強いる。

証拠を集められることについては，補強すべき。

肢ウ　○　最判昭２４．４．７

補強法則は，自白の偏重を防止し，誤判を防ぐためだから，自白に係る犯罪組成事実の全部にわたり補強証拠が必要と思えるが，現実には補強は困難である。そこで，自白の真実性を担保する程度の補強でよい。補強証拠によって，既に犯罪の客観的事実が認められれば，真実性を担保できる。したがって，犯意や知情等，犯罪の主観面について，自白が唯一の証拠であっても差し支えない。

肢エ　×　最判昭２４．７．１９

補強法則は，自白の偏重を防止し，誤判を防ぐためだから，自白に係る犯罪組成事実の全部にわたり補強証拠が必要と思えるが，現実には補強は困難である。そこで，自白の真実性を担保する程度の補強でよい。したがって，自白以外の補強証拠によって，犯罪が架

空のものではなく，現実に行われたものであることが証明されれば，犯罪と被告人との結び付きについては，補強証拠は不要である。

犯罪と被告人の結びつきが自白以外，証拠がない場合もありうる。

肢オ　○　最大判昭２４．５．１８

補強証拠は自白の真実性を担保するものである。したがって，補強証拠の証明力は，自白と補強証拠とが相まって犯罪構成要件たる事実を総体的に認定することができれば足り，補強証拠だけでその事実を立証できる程度の証明力までは必要ない。

証拠を集めるのが大変だということを想定したい。

犯罪事実は，隠されることを押さえる。

予備　令３－１４

肢ア

確かに，条文上も，停止させて質問されるのみで，質問した途中で逃走したものを停止させることには触れていない。したがって，許されないのではないか。しかし，仮に許されないと，職務質問の実効性が図れず問題，犯罪予防という目的実現のためにも，一定程度実効性を伴えるようにする必要ある。そこで，強制に至らない程度の有形力の行使は許される。条文も，その趣旨。

肢イ

スイッチを切ることは許される場合がある。停止したに入るか。

一般的な停止と異なると思われるため問題。

仮に，これが，許されないとなると，実効性を欠き問題。

認める必要がある。職務質問の目的と達成するため，強制いらない程度の有形力の行使は許容する趣旨。Ok

肢ウ

エンジンキーを抜く行為は，許されるか。スイッチを切る以上に，行っている。

確かに目的以上のことをしていると思えるが，現場の判断が難しいと思われる。

ここまで OK で，ここまではダメと線引きすることになるので。

実効性を保てるように，強制に至らない有形力の行使ならば許容される。

この行為も許容されることはある。

抽象的な規範を立てて，実際の運用に対して影響が少ないように配慮している。

肢エ

内ドアが閉められる防止することも許される。

「停止させて」とは違うのでは。

しかし，仮にできないと職務質問の目的が達成されない。

できるとする必要がある。強制に至らない程度の有形力の行使は，職務質問に付随する行為として許容する趣旨。

肢オ

所持品検査，明文ない。できないのではないか。全くできないと目的が達成されない。

強制に至らない程度の有形力の行使は，目的達成のため許容される。本件の行為も有形力の行使ではあるが，強制に至らないと判断されれば，許されることもある。

予備　令３－１５

肢ア

緊急時においては，逮捕状を所持しない場合，令状示さないで逮捕か。
仮にこれができないと，逃走の恐れある。
以後については，示す必要がある。
適正性を図るためには必要。

肢イ

留置の必要性がないと思料するときでも，検察官に送致すべきか。
検察官に法的判断をさせる必要性もあるため。
逮捕期間がなくなる。必要性がないと明らかであれば，早期に開放する必要あり。
送致しなくてもよい。司法警察員にも裁量がある。

肢ウ

再逮捕も許される場合がある。１罪１逮捕１勾留の原則。
原則は，不可。しかし，一切できないと捜査の目的が達成されない。
認める必要がある。原則の趣旨，捜査権の濫用を防ぐため。
蒸し返しでなければ許容できる。１９９条３項もその趣旨。

肢エ

罪名が一致，できないとも。不都合。取り調べの結果わかることがある。
できる必要がある。逮捕前置主義，慎重に判断するためのもの。
基本的事実が同一であれば，手続があるので不意打ちではない。

肢オ

逮捕に公訴提起できる。取り調べの必要性がなければ，起訴して手続きを進められるようにすべき。